

# インターネット上の違法・有害情報への 対応に関する検討会

## 中間取りまとめ

～携帯電話フィルタリングサービスの実効性ある普及を目指して～

平成 2 0 年 4 月



## ◇中間取りまとめのねらい

### ねらい

携帯電話等におけるフィルタリングサービスの導入促進を図りつつ、現在のフィルタリングサービスが抱える課題を解決するための方策を提示。

#### <背景>

- 緊急の課題である携帯電話等を通じた青少年にとって「有害」となる情報へのアクセスへの対応を図るために昨年12月10日に総務大臣が携帯電話事業者等にフィルタリングサービスの導入促進を要請。
- 携帯電話事業者等は平成20年1月中に取組の強化策を発表し、速やかに対応中。新規契約者への対応はすでに開始し、夏以降には既存契約者への対応を予定。
- 他方、現在の携帯電話のフィルタリングには課題が多く、青少年へのフィルタリングサービスの導入の実効性の確保や健全なコンテンツビジネスの発展を確保するためには、早急に「現状モデル」の改善策を提示し、関係者の取組を促す必要。

※ なお、インターネット上の有害情報から青少年を保護するために、法制化を含む強化策を取るべきとの声がある。今後、こうした立法化の動向を注視し、携帯電話のフィルタリングサービスの「現状モデル」の改善を図りつつ、引き続き有効な施策を検討。

# ◇中間取りまとめの柱立て

## 1) 携帯電話のフィルタリング導入促進とその状況

- 大臣要請の背景 / ■ 大臣要請の目的と内容 / ■ 各事業者の対応

## 2) 携帯電話のフィルタリングサービスの現状と課題

- フィルタリングサービスの現状 / ■ フィルタリングサービスの課題
- 現状モデルの分析（利用者、コンテンツ事業者等、携帯電話事業者の関係）

## 3) 携帯電話のフィルタリングサービスの今後の在り方（短・中期的対応）

- 現状モデルの改善の方向性（「画一性・非選択性」から「多様性・選択性」へ）
- 第三者機関に期待される役割
- 携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスの考え方
- 各プレイヤーの役割分担の推進

## 4) 有害情報対策の深化に向けて（長期的対応）

- ICTメディアリテラシーの向上に資する教育・啓発活動
- 違法・有害情報対策を講じる上で対応すべき技術的課題
- 利用者の手がかりとしてのレイティング

※ なお、今後、検討会においては最終取りまとめに向けて、有害情報対策の深化に向けた取組の検討に加え、違法情報対策にも視野を広げ検討を行う予定。その際には国際的連携も視野に諸外国の取組も参照。

# ◇ 携帯電話のフィルタリングサービスの今後の在り方 (短・中期的対応)

## 現状モデル

### ●画一性、非選択性

- アクセスしたい情報の範囲が選択できない
- 閲覧が制限される情報の範囲が広範

## 改善策

### <課題の克服のために>

#### ①「カスタマイズ機能」等

→ 利用者が主体的に選択可能となる仕組み

#### ②「民間の第三者機関」

→ 青少年保護に配慮したサイトを認定する仕組み

## 改善モデル

### ●多様性、選択性

- 親権者の承認により、青少年が利用したいサイトを個別に選択可能とするなどのサービスの提供
- 青少年保護に配慮したサイトにはアクセス可能

利用者

利用者からの働きかけ

利用者が選択可能となる  
**カスタマイズ機能等**

携帯電話事業者

コンテンツ事業者等からの働きかけ

**民間の第三者機関**により、青少年保護に配慮したサイトを認定し、フィルタリングのアクセス制限を解除

コンテンツ事業者等

## ◇ 第三者機関に期待される役割

### 1) 必要性

モバイルビジネスの急速な発展とともに青少年保護の観点から問題となる事例の出現  
→ コンテンツ事業者の自助努力を促進させるための仕組みを構築し、「利用者保護」と「コンテンツビジネスの発展」を両立させる環境の整備が必要

### 2) 目的

青少年保護の視点から携帯電話のインターネット上におけるコンテンツの評価を行う

### 3) 機能

#### ○ コンテンツの評価基準の作成

青少年保護のために一定の対応を講じているサイトを認定するための基準

#### ○ コンテンツの審査及び認定

コンテンツ事業者が申請したサイトを基準に基づき審査し、認定の可否を決定

#### ○ コンテンツの監視

認定したサイトが基準を守って運営しているのかを監視

透明性、公正性を確保するためにも、第三者機関は、行政、コンテンツ事業者、通信事業者からある程度独立していることが必要

# ◇各プレイヤーに求められること(役割分担の推進)

## 各プレイヤーの連携

### 利用者

- 保護者は子供の携帯インターネット利用に当たり、**責任ある判断**を行うこと
- インターネット利用の**リスクを十分認識**
- 親子ともども**ICTリテラシー向上**に努めること

### 携帯電話事業者

- フィルタリングサービスの改善
  - **申告がない場合に適用となるサービスを「特定分類アクセス制限方式」**(※)(ブラックリスト方式)に
  - 第三者機関が認定するリストをサービスに反映し、**実装**
  - **カスタマイズ機能を有するサービスなど利用者の選択肢を増やすサービスの構築**
- フィルタリングサービスの導入促進の強化(総務大臣要請の確実な実施)
  - 保護者等へのサービスの説明、意思確認の徹底

※ 携帯電話事業者が提供するホワイトリストは、「携帯事業者提供リスト方式」と位置付け。年齢等を考慮して、これを推奨することはあり得る。

### コンテンツ事業者等

- **青少年保護対策**の徹底(サイト監視体制強化、ディレクトリの峻別)
- 第三者機関への**積極的参画**(設立・運営への協力)
- **社会貢献活動**の強化(事業者一体となった啓発活動の推進)

### 第三者機関

- **客観性・公正性**の確保(インターネットコンテンツの基準策定、カテゴリ選択(政党、宗教等)、サイト認定、運用監視)
- **透明性**の確保(策定した基準、認定サイト、リスクの存在等の積極的周知)
- **社会的信用**を得る努力の継続(啓発・教育プログラム、その他有害情報対策の検討)

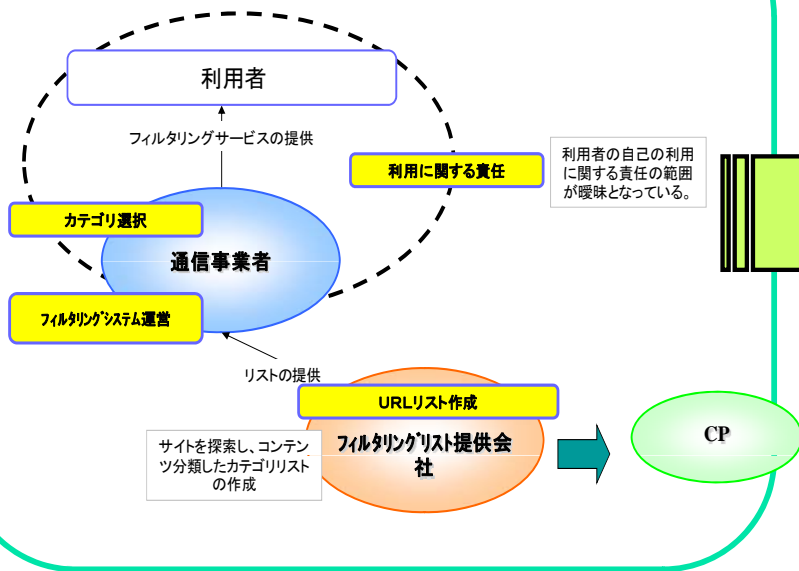
### 政府

- 現時点での有効策としての**フィルタリング導入促進**
- 対応策の明確化と、必要な指導・支援
- 積極的な周知・啓発活動の実施
- 必要な規制の検討

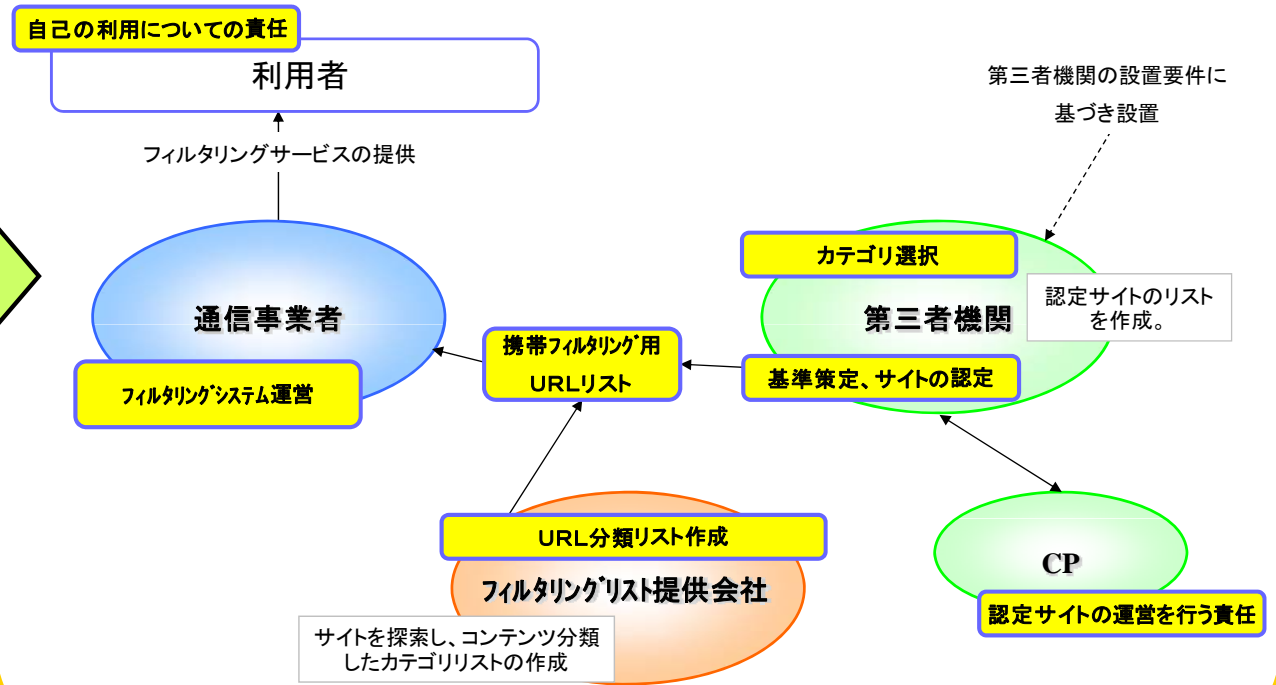


# 参考：第三者機関参画後の「特定分類アクセス制限方式」

現行「特定分類アクセス制限方式」



第三者機関参画後の「特定分類アクセス制限方式」



○フィルタリングリスト提供会社がリスト作成し、携帯電話事業者がカテゴリの選択及びシステム運営を行っている。

→携帯電話事業者の役割が過大  
適切な役割分担が必要

○透明性、公正性を備えた第三者機関が青少年保護に配慮したサイトの認定等を担う。

→各プレーヤーが適切に役割分担するサービスとなり、携帯電話のインターネット上における青少年保護を目的とした共通基盤となる。

12月 > 1月 > 2月 > 3月 > 4月 > 5月 > 6月 > 7月 > 8月 > 9月 > 10月 > 11月 > 12月～

●総務大臣要請 ●検討会中間取りまとめ

新規契約者に対する取組 1月より順次、フィルタリングサービスの利用を原則とした意思確認を開始

既存契約者に対する取組 新たな対応の周知開始  
◇適用までに、①が行われていることが必要  
◇可能であれば、②の提供時期が判明していることが望ましい

カスタマイズ機能等の検討 システム等を含めた検討 → 準備が整い次第提供

【参考】第三者機関の動き 4月8日 EMA設立  
6月以降、順次認定開始 周知期間を経た後、リストへの反映

その他 研究開発予算要求

